

## ガスに関する主要な供給条件の説明書

お客さまが庄内町（以下「町」といいます。）にガス使用の申込みをしていただくにあたり、町が、ガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、庄内町ガス小売供給約款に定めています。ガス小売供給約款は、企業課の窓口のほか、町のホームページ（<http://www.town.shonai.lg.jp/kigyoka/>）でも確認いただけます。

### 1. ガス使用の申込み及びガス使用契約の成立

- (1) 町によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款を承諾のうえ、町にガス使用申込みをしていただきます。
- (2) 申込みの受付場所は、庄内町企業課（以下企業課という。）といたします。
- (3) ガス使用契約は、お客さまからの申込みを受け、町が承諾したときに成立します。

### 2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりです。

- (1) 引越し（転入）の場合  
お客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。
- (2) 町の他の料金メニューや最終保障供給からの切替えの場合  
所定の手続きが完了した後に到来する最初の検針日の翌日といたします。

### 3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- (1) 引越し（転出）等に伴う解約については、企業課で手続きをしてください。
- (2) 契約の変更や、都市ガスからプロパンガスや電気への切替えに伴い解約する場合は、企業課で手続きをしてください。

### 4. 町からの契約の変更及び解約

- (1) 町は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとします。その場合には、あらかじめ企業課及びホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更内容について承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- (2) ガスの供給を停止されたお客さまが、町の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

### 5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- (1) 毎月1度あらかじめ定めた日（毎月1日から7日までのいずれか）に検針を行います。
- (2) ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、次の計算方法により算出します。

$$\text{早収料金(円)} = \text{基本料金(円/月)} + \text{調整単位料金(基準単位料金} \pm \text{原料費調整額)(円/m}^3\text{)} \times \text{使用量(m}^3\text{)}$$

- (3) 契約いただくガス料金メニュー等は、次のとおりです。

お客さまに適用するガスの料金表（一般料金）

1ヶ月のご使用量区分	基本料金(円/月)	調整単位料金(基準単位料金±原料費調整額)(円/m <sup>3</sup> )
A 0 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	616.0	129.327 ± 原料費調整額
B 40 m <sup>3</sup> 超えから 300 m <sup>3</sup> まで	822.8	124.157 ± 原料費調整額
C 300 m <sup>3</sup> を超える場合	2,357.3	119.042 ± 原料費調整額

※原料費調整額は、「ガス上水道・下水道使用量のお知らせ」または、ホームページでご確認ください。

- ① 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。
- ② 支払義務発生日（毎月10日頃です。）から20日経過後にお支払いいただく場合は、遅収料金※となります。※早収料金の3%割増。割増分は翌々月の料金に加算して請求いたします。

③ 町は、お客さまの使用量などのお知らせを、原則として毎月メーター検針の際に発行する「ガス上水道・下水道使用量のお知らせ」にてお知らせいたします。

## 6. ガス料金のお支払い方法

ガス料金は、口座振替※又は納入通知書払いにより、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。（支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。）

※口座振替ご利用の際は、町内に本支店等がある金融機関へ直接お申込みください。

## 7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- (1) 町は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されています。町の類別は 12A です。 **12A 用・13A 用**とされている消費機器が適合いたします。

熱 量 (マジュール)		ガス栓の出口における圧力 (キロパスカル)		燃焼性 (ガスグループ)
標準 : 41.8605	最低 : 40.6	最高 : 2.5	最低 : 1.0	12A

## 8. ガス工事

- (1) ガス工事が必要な場合は、別途定める工事約款に基づき申込みをしていただきます。
- (2) ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまに負担いただきます。

## 9. お客さまの責任及び協力のお願い

ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立ち入ること。
- ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、町に通知していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、町がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

## ガス小売事業者

【名 称】 庄内町企業課（一般ガス事業者小売登録番号：C0032）

【住 所】 庄内町余目字滑石 1 番地 1

【電 話】 ○利用申込み・料金・・・0234(42)0185 [業務係]  
○工事・緊急時の対応・・・0234(42)0187 [工務管理係]  
○建物の古いガス管の入替等・・・0234(42)0187 [工務管理係]

【受付時間】 平日：8時30分～17時15分

【受付時間外の緊急時受付電話】 0234(43)2136

【ファックス】 0234(43)2141 [FAXをご利用の際は、送信後にお電話でご連絡ください。]